

# 2016 年度事業計画

## I. はじめに

### 1. 2016 年の「節目」を振り返る

#### 90 年前(1926 年)

豊中水平社の創立から 3 年後、部落改善事業で豊中地区に「青年会館」ができる。

#### 80 年前(1936 年)

豊中町・桜井谷村・麻田町・熊野田村が合併して豊中市が誕生する。

#### 70 年前(1946 年)

豊中の青年たちがいち早く戦後の部落解放運動の再建に立ち上がり、「人民解放豊中青年同盟」を結成する。

#### 60 年前(1956 年)

朝日新聞が「部落、三百万人の訴え」を連載する。これはその年の 1 月に朝日新聞の文化欄に「文壇には、特殊部落的偏狭さがみちみちている」とする差別記事が掲載され、解放同盟が糾弾した結果ですが、差別記事を指摘したのは寺本知です。

#### 40 年前(1976 年)

蛸池の地に「解放会館」が開館しますが、名称に「解放をつけると、部落と同じように見られる」と、周辺住民から反対の声が上がり、賛否双方の請願が議会に持ち込まれます。採決は賛否同数となり、議長裁定で「解放会館」になる。

#### 20 年前(1996 年)

水平社の時代から豊中の部落解放運動に携わり、大阪・全国のリーダーとして活躍した寺本知が逝去する。豊中市営屠場が閉鎖する。

改めて振り返ると、それぞれの出来事に関わったたくさんの人々の顔と共に、あの時・その時の情景が浮かび、さまざまな感慨が湧き上がってきます。この 1 年が新しい「節目」になるよう、歩み続けたいと思います。

### 2. 豊中市政施行 80 周年と「同和」行政

豊中市となって 80 年、その歩みは住宅都市・文教都市として、誰もが住みやすいまちづくりであると言えます。読み替えれば、人権文化に満ちたまち、すなわち誰もが人として尊重されるまちであり、市政の大事な柱として「人権文化」が位置付けられ、施策全体を貫いているということになります。

人権課題も社会の進展とありようのなかで、さまざまに立ち現われ、社会的課題として認識・理解され、取り組みがなされていきますが、部落問題はそのパイオニアともいえるべきものです。水平社創立に始まる部落差別撤廃の本格的な運動は、融和行政や部落改善事業を「同和」行政へと転換させる力となり、その経験や知見が他の課題解決に活かされ、人権行政の基盤の強化、内容の豊富化に寄与してきました。

しかし、今日の状況を見ると、「同和」行政が人権行政に埋没し、かつてのような相乗効

果も見られなくなってきました。その一因は、部落問題のありようが変わり、可視化できなくなってきたことがあるように思います。部落差別をどのようにとらえるのか、部落解放運動はそれに照応する形で進んできました。差別があからさまな時代には「糾弾闘争」があり、劣悪で悲惨な生活実態を差別ととらえた時代には「行政闘争」がありました。二つの時代を経て次の時代にありますが、シンプルな枠組み・モデルは創出されていません。ある意味、部落差別の根っこに迫るとりくみはここから始まるということができませんが、部落問題に対する人々の関心・興味が薄れ、さまざまなレベルでのとりくみが後退していつているなかで、その作業をするのは容易ではありません。それでも、その壁を超えないことには、問題解決には行き着きません。

部落問題の今を踏まえた新たな「同和行政」へのアプローチをしていきますが、これは「人権文化政策監」体制の真価発揮にも関わるものでもあります。この「人権文化部の廃止・人権文化政策監の設置」は縮小・発展いずれなのか？後者であるとするならば、少なくともそれに見合う「変化・違い」が伴って当然だろうと思います。その点に限って言えば、「変化・違い」は「外」からは見えず、いまだ衣替えをただけに留まっているということができません。意地でも「変化・違い」を見せ、感じさせ、「なるほど」と言わしめるような状況を創り出すことが必要です。市政 80 周年における「同和」行政・人権行政の大きな課題になります。

### 3. 差別意識の連鎖に切り込むために

「人権についての市民意識調査」(2013年実施)の結果を読み解くと、部落についてのマイナス・イメージが生き続け、伝承され、刷り込まれていつていることがわかります(半数強の人が差別的な発言を聞いたことがあり、そのうちの6割強がその発言を「肯定・容認」している)。これは、被差別実態の改善が差別意識の根絶にストレートにはつながらないということであり、いわゆる「同対審答申」が描いた部落問題解決の構図の限界を示していると言えます。差別意識が人々をとらえ、その内に巢食うに至るプロセスはもっと根深いのだと思います。

また、部落問題ときちんと出会うことができるはずの学校教育での部落問題学習は、年代が若くなるほど減少しており、まっとうな部落問題観を身に付ける機会が失われていつていることも示されています(人権教育で部落問題を学んだのは、全体では70%を超えるが、20代では45.6%、10代では26.7%)。結果、部落問題を知らない若い人が増えていつているわけですが、大事なことは、それが部落問題の解決とイコールになるのかどうかということです。そうした人たちもいつか・どこかで、部落問題と出会う可能性があるわけですが、その出会いは限りなくマイナス・イメージの場合が多いだろうと思います。知らないまま、マイナス・イメージに晒されると、容易に「肯定・容認派」になることは火を見るよりも明らかです。

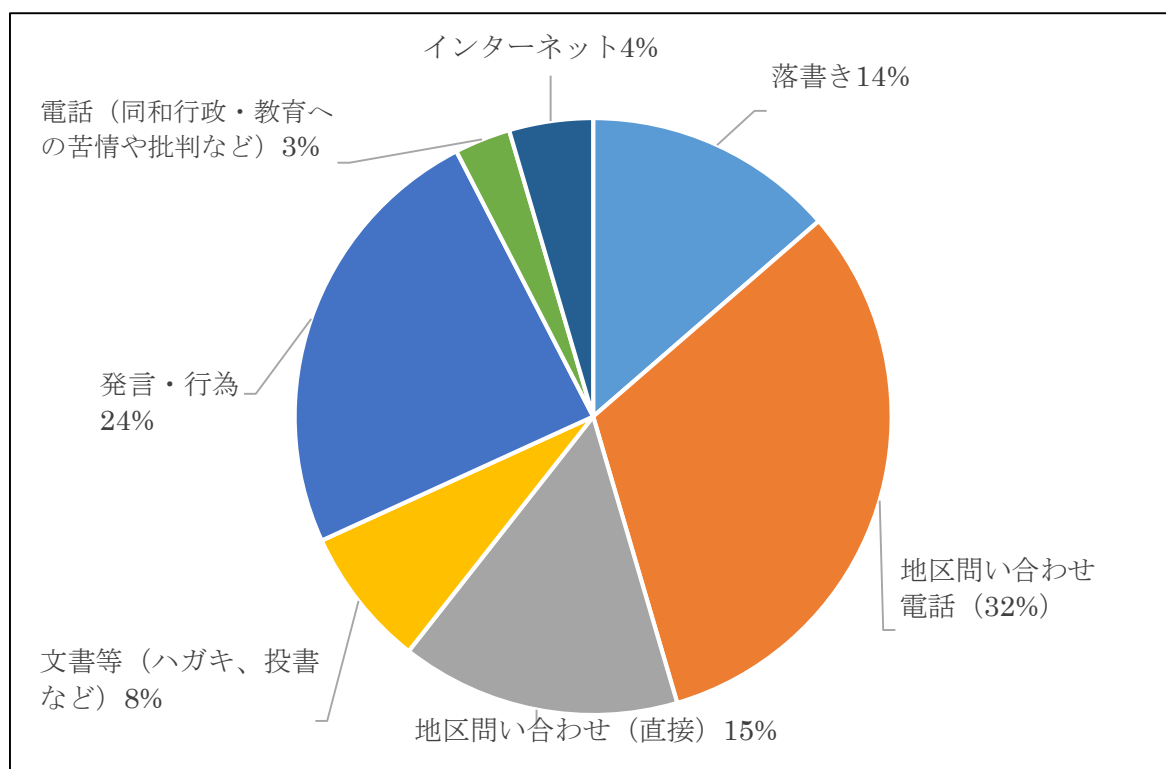
差別意識の連鎖をどう断つのか、持ってしまった・持たされてしまった偏見や誤解をどう是正するのか、これは今日の部落問題をめぐる喫緊の課題だだと思います。克服のための一つの方策は、部落問題ときちんと出会える場・出会い直せる場(学校教育・社会教育・啓発・研修など)をつくることだだと思います。こうしたことを意識した取り組みを積極的にやっていかねばなりません。

加えて言えば、「自由意見」に書き込まれた「寝た子を起すな」と「部落優遇論・逆差別

論」も捨て置けません。もちろん、これらは突然に現れたものではなく、部落問題解決の根幹に関わるものとしてずっとあり、それなりのとりくみが行われてもきました。しかし、本腰を入れて向き合い、立ち向かってきたのかと問えば、ある意味、「ああ、またか」「やっぱり」といった受け止めが先行し、その気にはなっていないように思います。「特別措置法」失効から14年を経て、本当の意味で「課題」が立ち現われてきたと言えます。そしてそこには、部落差別とは何か、どうしたらなくすることができるのかという問いがまとわりついています。今こそ、それを解きほぐし、答えを見つける作業にとりかかる時だと思えます。

#### 4. 直面する課題とキーワード

改めて直面している課題を整理すると、①「2013 人権市民意識調査」、②「同和地区問い合わせ事件」、③「人権文化政策監」体制、この「3 つの課題」があります。「2013 人権市民意識調査」が示す豊中市民の部落問題観に関わっては、すでに明らかなように、根強いマイナス・イメージがはりつき、差別意識が希薄化していないこと、部落問題が人権課題に埋もれ、学びの機会がなくなってきたことなどがわかります。そして、自由意見を見ると、偏見や誤解が伝承され、記憶されていっていることもわかります。



2004年～2013年に豊中市内で確認された差別事象・事件

また、「同和地区問い合わせ事件」への対応を見ると、部落問題を前にすると緊張し、自由な思考が縛られる現実が一貫してあることがわかります。ここには定型化して張り付いた職員の部落問題観が覗いています。これを変えない限り、紋切型・問答無用の対応はなくなるのではないでしょうか。対応力をつけるためには、部落問題観を磨く(変える)ための研修や啓発の新たなあり方を開発しなければなりませんし、マニュアルに縛られない対応のあり方を探

らねばなりません。

期待を背負ってスタートした「人権文化政策監」体制ですが、なかなかその姿が見えてきません。すぐに「結果」が出るものではないとは思いますが、機構改革がかけ声だけでないのであれば、それを具体的に示さねばなりません。そのためには、①および②の課題をリンクさせて、全庁的に問題提起をし、抜本的な取り組みにつなげることです。それによって「人権の横串」が可能になるはずですが。

差別が起こる事情は一定ではありませんが、何らかの差異が元になっていることは共通しています。しかし、部落差別はその差異が明らかでなく、五官でとらえることもできませんが、差別は起こります。また、差別問題に特有の誤解や偏見は、独りでに出回り、意識すると否とに関わらず、人々をとらえます。部落問題の根っこにあるこの摩訶不思議さが、人々に恐れや不安を呼び起し、タブー視や特別視を生み出します。だから、見えない、わからない部落問題を見える、わかるものにする(可視化)はとても大事になります。

部落問題の特性から導かれることとしてもう一つ、「知らないのに教えるから差別がなくなる」といったことがあります。そっとしておいたらなくなる、寝た子は起こさなくていいというものです。これは部落問題につきまとう根強い考え方で、他の問題ではこうした言い方はされません。差別はその存在を明らかにしたり、問題視するから起きるのでしょうか？教えなくても、指摘しなくても、差別はずっと存在してきたし、今も生きています。その差別と自覚的に向き合うことをしないと、逆に差別にからめとられしまうことになりまから、どこで、どのような部落問題観を身に付けるか、それを意識的にすることが大切です。

「3つの課題」をそれぞれ解剖すれば、「可視化」と「部落問題観」というキーワードが出てくるし、それでひとつつながりになるはずですが。このキーワードで直面する課題を読み解き、新たな取組みを創り出していきたいと思います。

## 5. 「東日本大震災」から5年

復旧・復興の槌音はあちこちから聞こえてきますが、2016年2月12日現在、避難者等の数は約17万4千人(47都道府県1,139の市区町村に所在)で、1年間で5万2千人減っていますが、いまだという感はぬぐえませんが、鉄道が復活し、賑わいが戻りつつあるところ、かさ上げ工事が進み、新しい町が立ち現われつつあるところ、巨大な防潮堤に囲まれ、風景が一変したところ、津波の爪痕が残り、空き地のままにあるところ…などなど。一口に被災地といっても、状況はさまざまですが、間違いなく過疎化と高齢化を一気に推し進めたことは共通しています。その意味では、被災地が抱える問題は、明日の私たちの問題でもあるということが出来ます。

また、原発事故は、この国と私たちのくらしのありようを根底から揺すぶり、多くの人々が価値観や生き方を自ら問わざるを得ない事態をもたらしました。そして、この先を生きるためには、誰もが「変わる事」「変わらねばならない事」を確信したはずですが。そこにしか希望をつなぐことはできないと考えたからです。しかし、時間の経過とともに、事故の原因究明はおざなりにされ、責任の所在はあいまいなままに放置され、リスクは顧みられず、元来た道に戻りつつあります。



政府は、原発事故による避難準備区域の「解除」を急ピッチですすめ、住民の帰還を促していますが、子育て世代を中心に若い世代は戻ってきていません。本格的な事故処理の先に待ち受けるものは想定できず、原子炉内部は手つかずのままにあり、子どもの甲状腺ガンも見つかるなど、不安材料は山積していますが、安全・安心が強調され、事故が過去のものとしていって一方で、原発の再稼働に向けた取り組みや海外への売り込みには前のめりになっています。

こうした政府の姿勢は、辺野古新基地建設、安保法制、消費税増税、労働規制緩和、マイナンバーなど、反対や異論を顧みることなく、数を頼みにして突き進む姿と重なります。そこから垣間見えるのは、強者の驕りであり、人に対する冷たいまなざしです。それは、強い者・富める者に偏した政策を実行する一方で、弱い者・貧しい者にはバラマキ策で慰撫するという、露骨な差別政策となって表れています。「奢れる者久しからず」と言いますが、どんなに権勢を誇っていても、必ず没落の時は訪れます。それをわきまえていれば、自らを顧みることにも可能だと思いますが、この国の為政者の視点はその中にはないようです。

何事も風化と忘却はつきものですが、心に刻み、時に思い起こさねばならないこともあります。東日本大震災と原発事故の惨禍は、まさしくその一つだと思います。たとえ私たち人間が忘れたとしても、あの日、大気中に放出・拡散された膨大な量の放射性物質は、セシウム137だけをとっても広島原爆の約168.5倍に相当し、これは半減するまでもあと25年もかかりますが、その間、私たちはその影響を陰に陽に受けつつ暮らさざるをえないのです。本当に大切なものは何なのかがわかったつもりでしたが、今一度、思いを新たに、取り組みを続けなければと思います。

## 6. データ・新聞記事に見る人権状況

(新聞記事は省略)

これらは日本における人権状況の一部に過ぎませんが、これだけからもその深刻さが浮き彫りになっています。課題に対する法制度がつくられたり、施策が講じられたり、さまざまなレベルでの取り組みが行われたりしていますが、相応の結果を見るには至っていません。また、日本国内におけるヘイトスピーチや人種差別問題を受けて、昨年5月の第189回国会で参議院に提出された「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律(案)」は、継続審議になって持ち越しとなっています。一方、2016年1月15日、大阪市ではヘイトスピーチ抑止条例が全国で初めて成立しました。

いわゆる社会的少数者(マイノリティ)に対する排除や疎外、蔑視や偏見は、それぞれ固有の歴史と特性を持ち、今日の日本社会に深く根を張り、陰に陽に浮上してきます。データや数字の一つひとつには、生身の人間のくらしや人生があるし、人と人との関係が張り付いていることを忘れてはなりません。

人権侵害からの救済、差別の防止と禁止のための実効的措置が講じられ、人権の擁護・保障が社会的規範として確立していくために尽力したいと思います。

## II. 事業遂行にあたって

「事業は人なり」と言うように、人こそが事業のありようを決定づけます。その意味では、私たちは常日頃から自身の感覚や感度を鍛えねばなりません。知ること、見ること、聞くことを惜しんではなりません。現場を重視し、そこから貪欲に学ばねばなりません。

そこで、事業遂行にあたっては、次の5つの課題に留意します。

- ①法人設立後の取り組みを総括し、事業の刷新・強化をはかる。
- ②日々の自己研鑽と問題意識の深化をめざす。
- ③検証作業の徹底と強化をし、事業効果の測定をする。
- ④「協会」の持つ「専門性」や「優位性」を発揮し、社会的な存在意義を確立する。
- ⑤部落問題を見つめる確かな眼力を養う。

私たちが掲げる「人権文化のまちづくり」とは、人が人として等しく尊重され、命がかかけえのないものとして大切にされ、人と人のつながりが育まれる社会づくりだと言えますが、今こそこうした取り組みを地域から積み上げ、広げていかねばなりません。役員・事務局一体となり、名実ともに法人として揺るぎない存在となるよう奮闘します。

最後に、「5つの誓い」を刻み直し、この1年も微力を尽くします。

- ①「法人」は、広範な人々とつながり、その知恵とエネルギーを集める仕組みを作らねばなりません。
- ②「法人」は、持てるノウハウ(技術)やスキル(手腕)を磨き、新しい地歩を切り拓かねばなりません。
- ③「法人」は、人々の安全と安心を確保し、誰もが人間らしく暮らすことのできる地域づくりに貢献しなければなりません。
- ④「法人」は、差別や人権侵害の防止および被害の回復、並びにこれらを引き起こす要因の除去に努めなければなりません。
- ⑤「法人」は、21世紀を名実共に「人権の世紀」にするために奮闘しなければなりません。

## Ⅲ. 具体的な事業計画

### 1. 総務局

総務局は、「人的管理、事務管理、会計管理」が主たる業務です。人と物と財のそれぞれの力を発揮できるよう、業務全体を把握しながらコントロールタワー(司令塔)としての機能を強化します。

- ・事務局会議(毎月第一火曜日)
- ・事務局連絡会(第一以外の火曜日)

#### (1)学習支援

##### ア. 講師派遣

依頼が増えています。ニーズに答えられるようにしていきます。

- ・講演メニュー作成
- ・講師発掘
- ・事務局内講師のスキルアップ
- ・講演内容の検証・検討

##### イ. フィールド・ワーク受け入れ

恒例の団体があるとともに、新規の申し入れもあります。部落問題の学びの入り口はいくつもありますが、フィールド・ワークは、部落問題との確かな出会いができる場でもあり、今後も大切にしていきます。

- ・内容のバージョンアップ
- ・資料、ガイダンスの工夫

### 2. 事業局

#### (1)人権啓発情報部

「協会」が掲げる目的を達成するために有するノウハウやスキルを発揮し、多様な媒体を通じて広く市民に学習機会を提供し、情報発信するとともに、実態把握や調査等のデータを活用して課題を明らかにするための事業を行います。

##### ①公開講座の企画運営

部落問題をはじめとしたさまざまな人権課題に関する学習機会を提供し、人権意識の高揚を図ることを目的に公開講座を開催します。

##### ア. 連続講座

部落内外を問わず、人々にとって部落問題が「焦眉の課題」ではなくなってきたとはいえ、部落差別がなお息づいている現実があります。また部落問題への関心を持続し、その本質を極めようとする人々も少なからず存在し、問題意識を出し合ったりする場を渴望していま

す。テーマの設定や講師の選択など、講座の仕立てに一層の工夫をこらします。

#### Ⅰ. 人権文化のまちづくり講座の企画運営(受託事業)

昨年に引き続き、子育て中の保護者を対象に「リラクゼーションヨガ」を実施しました。忙しい毎日に追われ、癒しを求める人が多く、定員を上回る申込となりました。

テーマによって参加者数に変動はありますが、研修として参加する部署が多かったので、全体的に参加者が増えてきています。

今年度は、「障害者差別解消法」「メディア・リテラシー」「安保法案」など、「多様なテーマを多彩な講師で！」をモットーに開催するとともに、関係機関との連携・協働も強化します。そして、参加者が主体的に参加したり、グループワークやパネルディスカッションなど、これまでと違ったスタイルなども加えながら企画運営します。

#### ②現代的課題講演会

協会と蛍池人権まちづくりセンター・豊中市の生涯学習課の共催事業として実施して2年が経ちました。前年度は、「部落問題」と「子どもの貧困問題」に取り組みましたので、今年度は、「子ども」の問題とともに、部落問題・外国人問題・障がい者問題・性マイノリティーの問題などから取り組みたいと思います。また、聞くだけでなく、参加者同士の意見交換ができるような企画もしていきます。

#### ③「3.11」を考え続けるシリーズ

今年で5年になりますが、社会的関心も薄れ、あたかも原発事故が収束したかのような錯覚すら覚えます。原発事故の影響の甚大さを改めて痛感します。被災地と被災者に想いをはせ、震災と原発を考え続ける取り組みを行います。

#### ④じんまちシネマ

地域の人が気軽に立ち寄れる機会として、「じんまち☆シネマ」(月1回)を取り組んでいます。上映後に感想や意見交換ができる場を持つことができ、とてもよかったと思います。4階ホールの耐震工事に伴い、下半期は実施できませんでしたが、「ホテル・ルワンダ」「夕凧の街 桜の国」「ゆきゆきて神軍」「アイアムサム」「ショーシャンクの空に」「陽のあたる教室」などを上映しました。

今年度は「それでも夜は明ける」「靖国」「蟻の兵隊」「ソウルパワー」などを予定しています。

#### ⑤パネル展(受託事業)

啓発媒体の多様化は不可欠であり、視覚に訴えるパネル展も大切なツールで、ノウハウ・スキルを発揮して実施しています。前年度は「部落問題 Q&A」パネルの常設展示展に加え、6月には2013年度に実施された「人権についての市民意識調査」の結果をおして見えてくる部落問題の現状や差別意識・忌避意識について取り上げた「市民意識調査からみる部落問題の今」、8月には広島・長崎への原爆投下の惨状を伝える「広島・長崎原爆展」、1月には性的マイノリティーの当事者や家族・友人の気持ちやメッセージを伝える「多様な性、知っていますか？」を開催しました。

今年度は、部落問題Q&Aのリニューアルをはじめ、「豊中の差別事象・V」のデータを活用したパネル、障害者自立支援法を題材としたパネルの作成・展示を考えています。

また昨年度、自主制作したパネル「同対審答申から50年、部落問題は今…」を各所で展



示し、協会ならではの切り口で市民に部落問題を訴えることができました。部落問題や同和行政にまつわる根強い偏見や誤解を解いていくためにも、こうした取り組みはとても大事です。総括をふまえて事業に反映させていきたいと思いをします。

## ⑥情報受発信

機関誌「じんけん ぶんか まちづくり」は協会の顔として定着し、送付リストは605を数えています。年4回(4月・7月・10月・1月)発行します。また、豊中人権まちづくりセンター情報紙「ひと まち であい」(受託事業)を、「協会」ならではのオリジナリティ(独創性)を発揮し、年6回の定期発行をします。その他、ホームページ等によるデジタル情報発信、新聞切り抜きの掲示・保存などを実施します。

### ア. 機関誌編集発行

機関誌はテーマや文字数に制限やルールはなく、執筆者に一任しています。さまざまな視点から書かれた原稿は多彩で協会独自の色が発揮され、好評を得ています。少しずつですが購読者も増えています。昨年度いただいたアンケートにも留意しながら、一層の充実を図ります。

### イ. 情報紙編集発行(受託事業)

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、2月)、毎回6000部を発行し、豊中市内の各施設や豊中第五中学校区を中心に配布しています。催し案内や事業報告だけでなく、啓発色の一層の充実をはかるとともに、隣保館、児童館、こども園職員および関係機関と協力しながら、紙面のリニューアルも含め、人権まちづくりセンターならではのカラーを出していきたいと思いをします。

### ウ. デジタル情報の発信

ホームページ、ブログ、ツイッターなど、Web上での情報発信を続けています。その他にも登録しているメーリングリストなどで事業告知などを行い、MLを見て「じんまち☆シネマ」や「世人権記念集会」に参加して下さった方もいました。発信力(量)の一層の強化・充実を図るとともに、今年度はホームページのリニューアルを目指します。

## ⑦資料室および参考室の運営・管理(受託事業)

所蔵図書・資料の活用のために、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、改修・整備された参考室の活用も含め、利用者呼び込むための方策を検討します。また、「資料室ニュース」の発行とホームページを使った発信、「じんまち☆シネマ」の上映に合わせた「ブックフェア」なども積極的に行います。

## ⑧寺本知の世界

寺本知資料の整理を継続し、その世界を広く紹介します。

## (2)人権支援相談部

聴いてもらい、共感してもらえただけで、相談事の半分は解決したと言われますが、事例の多くは「継続」で、「解決」に至るのはごくまれであり、その意味では、あとの半分がどうな

るかにあります。相談者とともにこの隘路を切り開いていきます。

### ①人権ケースワーク事業(受託事業)

定例相談として、蛍池事務所にて週 3 日(月・水・金曜日、9 時～17 時)、出張相談を豊中市役所(第 2 庁舎)にて月 2 回(第 2・第 4 木曜日、13 時～15 時)、特設相談を人権週間の期間に毎日実施します。

「これは人権侵害ではないでしょうか?」と言った内容から、「どこに相談したらいいかわからない」「聞いて貰って、少し落ち着きました」などもあります。様々な関係機関が関わっていても、なかなか対応が難しいケースもありますが、連携を通して、相談者の問題解決に向けて取り組んでいきます。

出張相談も、庄内地域や千里地域などに広められるよう進めて行きます。

今後も相談機関としての認知度や信頼性を高めるために、関係機関とつながって周知していくこと、相談のスキルアップのために、ネットワーク会議等に参加されている他の団体の講座などに参加し、関係機関との連携を広げていきます。

### ②人権相談

豊中事務所開設時間(原則として月～土曜日、9 時～17 時)に実施しています。件数は少ないですが窓口のあることそれ自体が意味のあることで、引き続きアンテナを張ります。

### ③精神障害者地域サロン(トークマインド)

地域における精神障害者の自立と社会参加、社会復帰を支援し、また、地域住民と当事者の交流を図るため、レクリエーション・スポーツ・外出支援などをすすめます。長年の取り組みで参加される方の居場所としては定着していますが、活動内容等がマンネリ化し、おまかせ状態になっています。当事者の自主的な取り組みが引き出せるような活動を工夫します。

### ④自主活動支援事業

地域において活動する住民組織の自主活動を支援するとともに、管理業務のサポートを行います。

### ⑤地域交流推進事業

人権文化のまちづくりのベースは、地域(校区)にあり、豊中および蛍池両地域における取り組みはそのモデルともいべきものです。それぞれの地域の特性を活かした実践・発信を支援します。

## ア. 豊中地域

### ●ささえあいネット(大作戦)

克明校区の福祉課題の解決に向けて、人権まちづくりセンター、校区福祉委員会、民生委員と協働して取り組みます。

### ●ふれ愛ネット(第五中学校区地域教育協議会)

地域での人と人のつながりを深めるための取り組みを、子どもと大人が一緒に進めていくという事を大切にしながら、「ふれ愛子どもカーニバル」を行います。また、地域の歴史を知り、さまざまな人たちの思い・願いに気づき、地域の子供達に何を伝えていけるの

かを考えあう地域フィールドワークをおこないます。

●ひと・まち・であい「夏まつり」

校区 29 団体とともに、地域に住むすべての人とのつながりを図り、人権に根ざしたより豊かな人間関係と文化のまちづくりをめざして、轟木公園グラウンドを会場に実施します。

●まちづくりフェスタ

人権尊重のコミュニティづくりをすすめる一環として、人権まちづくりセンターで活動するサークルの日常活動の展示や文化活動の発表、パネル展などさまざまな催しを通して人々のつながりを深め、人権文化のまちをつくる機会として実施します。

●保育教育協議会

克明小学校、箕輪小学校、第五中学校、豊中人権まちづくりセンターこども園、児童館、地域の大人が部落問題を軸に「学び・考え合い・つながる場」として年 3 回集まり、学び合う場を持ちます。

●解放ジュニア

部落問題に向き合おうとしている子どもたちの憩いの場として、地域の親が中心に月一回(最終土曜日)集まる場を持ち、交流・学びの機会とします。

## イ. 蛍池地域

●子育て・ふれあいの会(地域教育協議会)

「人権と共生」をキーワードに学校・家庭・地域の連携を深め、「自分自身の課題を見つけ、人権意識を高め、人とつながって行動していく」子どもを育むための事業の企画及び課題について検討することを目的に、「人権から地域を考える集い」「ふれあい教育研究集会」「ふれあいフェスティバル」を実施します。

●蛍池納涼祭

平和と人権の大切さを確認し合い、地域の諸団体・機関等が協力して、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられるまちづくりと、併せて蛍池地域の子どもたちの健やかな成長と青少年の健全育成をすすめる「であいふれあい」の場をめざして夏まつりを実施します。

●高齢者交流の集い

阪神大震災をきっかけに始まった事業で、蛍池地域の高齢者がお互いに情報を交換し親睦を深めるとともに、日常生活からお互いの人権を考える機会として実施します。

●校区スポーツ交流会

スポーツを通して、地域の子どもたち一人ひとりが大事にされた交流の場として、障害を持つ子どもさんやスポーツが苦手な子どもさんも参加しやすいようにと、ルールも変更しながら行っています。保護者や中学生のボランティアにも協力いただき実施します。

●もちつきのだい

もちつきを通して、子どもと高齢者、親子のふれあいを中心とした地域住民の交流を深める場として、蛭池北公園で行います。

#### ⑥豊中人権まちづくりセンター老人憩いの家の管理運営(受託事業)

受付スタッフ3名と連携しながら、人権まちづくりセンターに登録しているサークルへの部屋の貸出、週4回の浴室利用をとおして、高齢者の自立支援活動やコミュニケーションの場となるよう運営しています。浴室利用については、1日に50～60人が利用し、ここ最近では周辺地域以外からの問い合わせや利用登録も増えてきています。4年目を迎えたことで、運営していく上での問題・課題も幾つか見えてきたため、それらを踏まえつつ、人権まちづくりセンターとも協力しながら高齢者にとっての憩いの場となるよう運営していきます。

### (3)人権文化協働部

さまざまな団体との連携・交流・協働にかかる事業の大切さは改めて言うまでもありませんが、これらの事業において中核的な役割を担い、成果を生み出すことが法人としての基盤の強化につながるとの問題意識のもと、より積極的な参画をはかります。

#### ①世界人権宣言豊中連絡会議の運営および大阪連絡会議への参加

6月には総会が開催され、記念講演には加藤直樹さんの「9月、東京の路上で」をご講演いただきました。12月10日には67周年記念豊中集会を開催、「誰が差別をつくるのか」と題して名古屋大学特任助教の吉田早悠里さんにエチオピアのカファとマンジョの関係性についてお話しいただきました。記念講演に向け、構成団体へ出席を呼びかけるなどをしました。今年度も「パネル展」「総会&記念講演」「68周年記念豊中集会」を軸にしながら、豊中ならではの事業を企画し、活動の活性化を図るとともに、加盟団体の拡大にもとりくみます。また、大阪連絡会議にも引き続き参加します。

#### ②ESDとよなかへの参画

行政や他団体との連携・協力しながら、定期的に連絡会議を実施し、セミナーやフォーラム、ワークショップなどを企画・開催しています。ESDとよながが発足して10年が経過しましたが、国連が指定していた「ESDの10年」が終わりを迎えたこともあり、一部で連絡会議の休止・解散が提案されるといったこともありました。行政や様々な団体が一緒になって、人権も含めたあらゆる問題・課題に対して取り組んでいく機会をなくしてしまうわけにはいきません。今後もこれまで同様に取り組みを続けていきたいと思えます。

#### ③人権啓発市民ネットワーク会議への参画

取り組みが停滞気味でしたが、昨年に引き続き、今年度も事業を展開することができ、会議や事業に参加する団体も増えてきています。「知り合い・学び合う」場から、「創り合う」場へと進化できるよう、積極的な役割を果たします。

#### ④ひゅうまんプラザへの参画

年1回、部落問題をテーマにした講演会を開催し、参加者に部落問題・差別の歴史や現状について知ってもらうとともに問題との向き合い方などについて考えてもらう機会を提供

しています。また、近年では講演会と連動して、協会所有のパネル(部落問題、答申50年パネルなど)の展示をおこなっています。部落問題をテーマに行政と協働で取り組む場として、継続発展をはかるとともに、さまざまなバリエーションでの実施をはかっていきたいと思っています。

#### ⑤企業人権協との交流会

人権問題の解決を社会的責任として引き受け、果敢にチャレンジする企業の取り組みは、タテマエとホンネとが乖離しがちな人権啓発の限界を超える可能性を秘めたものでもあり、「人権」を共通項とした異業種間交流の場として定着していますが、若干マンネリ化している面もあります。創意工夫をこらし内容を検討していきます。

#### ⑥「すてっぷ」事業への協賛

昨年に引き続き、メディア・リテラシーについてのワークショップを開催しました。実施日によって参加者の数にムラが出ていますが、継続的に続けて、少しずつ参加者を増やしていきます。また、国際交流協会、市民活動情報サロン、環境交流センターも加わり、「豊中つくるプロジェクト」として、様々な施設においてメディアの取り組みを実施し、連携を図ります。

#### ⑦調査研究

今日の部落問題をどうとらえ、読み解き、問題の根っこに迫るのかは、不変の課題としてありますが、その時代の状況や変容しつつある差別の実相を内包する差別事象分析を通じての知見の獲得、その防止・緩和のための方策の確立のための事例研究を重ねるとともに、共通認識・理解のための議論の場を持ちます。

特に、「豊中の差別事象・V」によると、2004～2013年に確認された差別事象・事件63件のうち、「同和地区問い合わせ」は30件を占めています。これらの事例は、今日の部落差別のありようを映し出しており、それらを分析し、読み解いていくと、部落差別がどのように人々の中に入り込んでいるのか、どんな時に噴き出してくるのが見えてきます。そうした視点での取り組みを進めていきます。